

第4節 省資源の推進

＜現況＞

ごみの減量と資源化に関しては、まずできる限りごみの排出を抑制し、次にごみとなったものについては、再使用、再生利用といった順にできる限り循環的利用を行い、それでもごみになるものについては、適正に処分するということを施策の基本としています。

ごみ量は平成12年度まで増え続け、昭和54年度からの約20年間で2倍以上となりました。

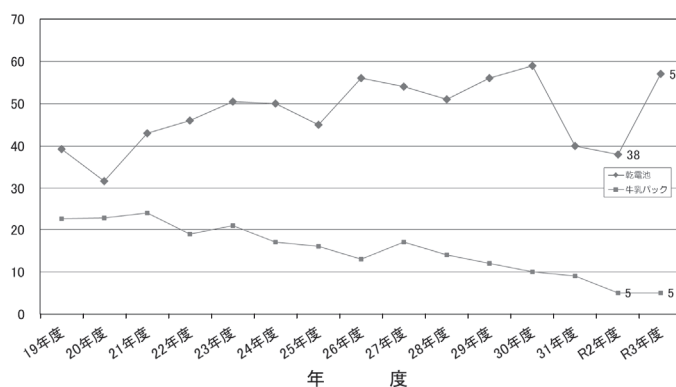
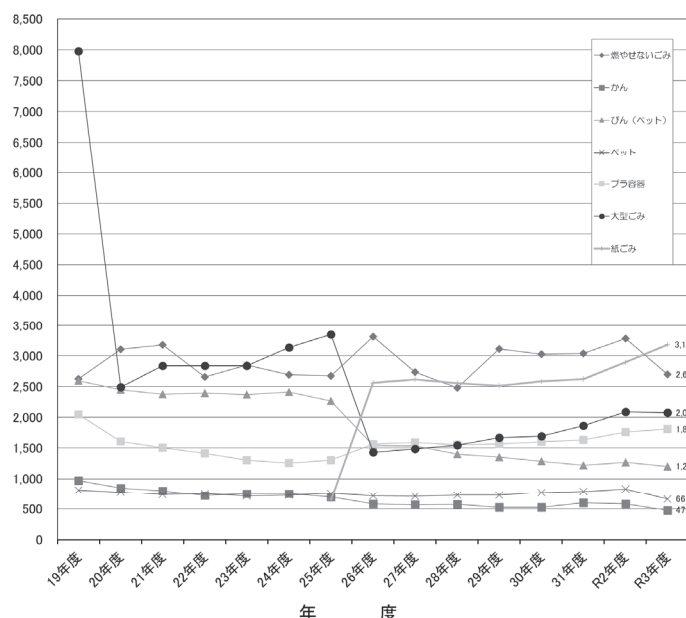
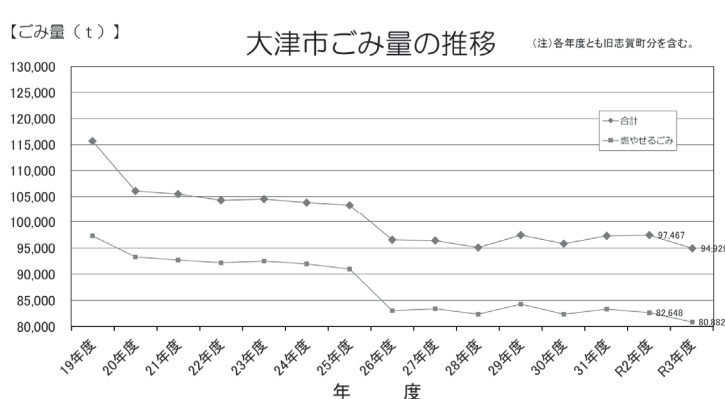
その後、市民のごみ減量意識の向上、経済状況の変動、企業の技術革新、ごみ減量施策の実施などにより、平成16年度から平成28年度までは減少傾向で推移していました。特に、平成19年度には家庭から出る大型ごみについて、拠点回収から戸別有料制度へ改めたこと、平成26年度には、平成25年に策定した「大津市ごみ減量実施プラン」に基づき、紙ごみの行政回収や事業系ごみからの産業廃棄物排除などを行ったことで、大きくごみ減量が進みました。

平成29年度以降は、増減を繰り返しながらも概ね横ばい傾向にあります。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、令和3年度に本市のごみ処理の基本となる「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画は、循環型社会の形成に向けた国の推進策やごみ減量施策の推進に伴う住民意識の変化を踏まえたもので、令和4年度から令和12年度までの9年間の計画期間として、「～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～」を基本理念としています。

計画では、基本理念に基づいた3つの基本方針を定め、令和12年度を目標年次としたごみの減量化目標や、資源化に関する目標を掲げています。



【重点事業】

- ごみ減量化(資源ごみを除く。) 23.0%減量 ⁽²⁰⁾

目標;ごみ減量化(資源ごみを除く。) 平成 19 年度を基準として一人 1 日あたり排出量 20%減量(中間年度平成 27 年度で 15%減量)

- 資源化率 15.18% ⁽²⁰⁾

目標;資源化率 20%

<実施事業等>

1 ごみ減量とリサイクル等の推進

(1) ごみ減量推進事業

ごみの減量化、資源化を推進するため、令和 3 年 12 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、施策の展開を図っています。

なお、昭和 56 年 5 月 30 日に発足した市民会議の「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携を図りながら、ごみの減量と資源化に関する重要性について、市民・事業者にも周知啓発を行い、意識の向上に努めています。

- 3R推進事業

「ごみ分別・減量ガイドブック」の配布、出前講座等で、適正処理や3Rの推進を啓発しています。⁽²⁰⁾

- 古着・古布のイベント回収の実施。⁽²⁰⁾

- 雑がみ回収や食品ロス削減に係るチラシ作成、集団資源回収活性化パンフレット作成など、啓発の強化。⁽²⁰⁾

- 新たな周知啓発ツールとして、スマートフォン用ごみ分別アプリ「分けなび」を開発し、平成 27 年 4 月から配信。⁽²⁰⁾

(2) 古紙等資源化事業

資源の有効利用と自然環境の保全、さらにはごみ処理施設に搬入される焼やせるごみの減量を目的に、平成 5 年 4 月から、古紙回収を実施する市民団体、及び市内の古紙回収業者を対象とした古紙再資源化促進補助制度を創設。平成 24 年 9 月からは対象品目にアルミ缶を追加し、名称を再生資源利用促進事業補助金(平成 27 年度から「集団資源回収促進事業補助金」に改称)として実施しています。また、平成 26 年 1 月から月 2 回、行政による紙ごみの回収を開始し、分別機会の拡大による回収量の増加を図っています。

- 古紙類回収量 6,023t ⁽²⁰⁾

古紙類回収量の推移

年度	集団資源回収促進事業回収量(t)			牛乳パック回収量(t)	紙ごみ回収量(t)
	指定業者	指定業者以外	合 計		
28	7,112	1,594	8,706	14	2,557
29	6,538	1,510	8,048	12	2,516
30	6,065	1,383	7,448	10	2,584
R 1	5,785	1,259	7,044	9	2,624
2	5,236	1,059	6,295	5	2,986
3	5,029	994	6,023	5	3,185

目標;古紙等資源回収量 14,750t/年

(3) バイオマスの利活用の推進

家庭から生じる生ごみの減量化及び堆肥化による自家処理を推進するため、電気式生ごみ処理機購入経費の一部を補助しています。また、平成 25 年度からはコンポスト容器購入費の補助を始めました。⁽²⁰⁾

- 補助件数 130 件(生ごみ処理機 78 件/コンポスト容器 52 件)

指標[計画策定時];生ごみ処理機等補助台数 125 件/年

大津市域の道路・河川・公園等の維持管理や民間事業で発生する刈草・剪定枝を再生利用するために、堆肥化を委託しています。なお、堆肥は市民に無料配布しています。⁽²⁰⁾

年度	刈草・剪定枝再生処理搬入量(t)
H29	1,493
30	1,486
R1	1,627
2	1,706
3	1,257

(4) 分別収集の推進

大津市における「かん」の回収量は、スチール缶の生産量減少に伴い全体的に減少傾向となっています。「びん」については、有色びんと透明びんを統合して収集していましたが、平成 26 年度から透明びんと茶色びんの色別収集を開始したことから、回収量は減少しましたが、資源化量が大幅に増加しました。一方、「ペットボトル」は平成 21 年度以降増減を繰り返していましたが、平成 28 年度以降は増加傾向にあります。なお、平成 19 年 2 月から新たにプラスチック製容器包装のうち袋類、パック・カップ類、ボトル類の 3 品目について分別収集を開始し、平成 21 年 10 月から「プラマーク」のついているもの全てに収集対象を拡大し、分別収集をしています。また、平成 26 年 1 月からは収集日を週 1 回に拡大したことで、平成 25 年度以降は増加傾向にあります。⁽²⁰⁾

かん、びん、ペットボトル、プラ容器の資源化量 (単位:t)

年度	種類	施設運搬量(A)	資源化量(B)	資源化率(B/A) (%)
H22	かん	719	619	86.09
	びん	2,395	有色 308	24.26
			無色透明 273	
	ペットボトル	748	673	89.95
	プラスチック製容器包装	1,414	1,301	92.04
23	かん	751	624	83.20
	びん	2,373	有色 303	23.86
			無色透明 263	
	ペットボトル	714	636	89.03
	プラスチック製容器包装	1,306	1,172	89.76
24	かん	752	634	84.30
	びん	2,411	有色 307	24.54
			無色透明 284	
	ペットボトル	727	632	87.03
	プラスチック製容器包装	1,258	1,175	93.40
25	かん	697	610	87.48
	びん	2,269	有色 284	23.62
			無色透明 252	
	ペットボトル	754	661	87.71
	プラスチック製容器包装	1,303	1,144	87.79
26	かん	577	522	90.47
	びん	1,543	有色 471	81.25
			無色透明 783	
	ペットボトル	712	624	87.66
	プラスチック製容器包装	1,566	1,290	82.32
27	かん	570	520	91.34

	びん	1, 537	有色 489	91. 14
			無色透明 913	
	ペットボトル	710	639	89. 96
	プラスチック製容器包装	1, 594	1, 341	84. 12
28	かん	573	495	86. 30
	びん	1, 400	有色 463	94. 42
			無色透明 860	
	ペットボトル	724	645	89. 11
プラスチック製容器包装	1, 556	1, 371	88. 10	
29	かん	523	378	72. 26
	びん	1, 352	有色 426	92. 59
			無色透明 826	
	ペットボトル	729	643	88. 19
プラスチック製容器包装	1, 566	1, 366	87. 25	
30	かん	527	414	78. 48
	びん	1, 284	有色 417	92. 69
			無色透明 773	
	ペットボトル	769	684	89. 03
プラスチック製容器包装	1, 602	1, 402	87. 50	
R1	かん	596	519	87. 11
	びん	1, 221	有色 414	91. 55
			無色透明 701	
	ペットボトル	790	684	86. 58
プラスチック製容器包装	1, 631	1, 393	85. 40	
R2	かん	577	474	82. 15
	びん	1, 267	有色 386	83. 98
			無色透明 678	
	ペットボトル	831	637	76. 65
プラスチック製容器包装	1, 759	1, 449	82. 38	
R3	かん	479	379	79. 21
	びん	1, 204	有色 393	87. 18
			無色透明 657	
	ペットボトル	861	711	82. 58
プラスチック製容器包装	1, 809	1, 428	78. 95	

※施設運搬量(A)及び資源化量(B)は四捨五入していますので、資源化率と必ずしも一致しません。

(5) リユース事業の推進

- 平成 23 年 3 月に策定した「大津市リユース事業基本構想」に基づき、市民間でリユースする機会や体験学習の実施など、市民のリユースの取組を支援し、市民に親しんでもらえる拠点施設として「リサイクルセンター木戸」を平成 25 年 4 月 2 日に開所しました。⁽²⁰⁾

目標：(仮称)リユースセンターの設置(1 施設)

(6) 自動車リサイクル法への対応

自動車リサイクル法に基づく各業の登録及び許可事務を行い、各業で手続きが必要な事業者に対し指導を行っています。⁽²¹⁾

(7) 工場、事業場におけるごみ減量・資源化を目指した事業活動の推進

事業系ごみの減量化、資源化を推進するため、「事業系廃棄物の適正処理の手引」の内容を一新し、事業系

ごみの分け方・出し方をまとめた「大津市事業系ごみ減量・適正処理ガイドブック」を作成し、平成 28 年度に市内の各事業所に配布しました。また、1,000 m²以上の事業用建築物の所有者等を対象に、事業系廃棄物管理責任者の選任と事業系廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する計画書の提出を義務付けています。⁽²⁰⁾

産業廃棄物の減量化を推進するため、前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の発生量 1,000t 以上、または、特別管理産業廃棄物の発生量 50t 以上の事業所を設置する多量排出事業者に対し、産業廃棄物処理計画書の提出を求めるとともに、実施状況の報告を受け、それぞれ公表しています。

- 多量排出事業者実施状況報告書受付数 55 件、多量排出事業者処理計画書受付数 55 件⁽²¹⁾
- 公設地方卸売市場では、廃棄物の減量と再資源化による環境にやさしい市場づくりを目指して、事業系一般廃棄物として廃棄していた魚のアラ等の飼料化(平成 22 年 10 月～)や発泡スチロール減容機導入による発泡スチロールの再資源化(平成 25 年 4 月～)などの環境整備の取組を継続し、廃棄物排出量の削減に努めました。⁽¹⁸⁾

第5節 水循環の保全と創造

森林や農地の適切な維持管理、市街地における雨水地下浸透の推進などを通して、水循環を図っていきます。

1 水循環機能の保全と創造

(1) 雨水貯留浸透整備事業

- 公共施設等に雨水貯留浸透施設を設置しています。(延べ 17 か所)溜まった雨水は、花の水やり等に使用し、子どもたちへの水の大切さを教える環境学習にも役立っています。また、雨水貯留施設設置の助成では、37 か所について助成を行いました。(延べ 783 か所)⁽⁴²⁾

(2) 雨水渠等の整備

- 市街地における内水排除を目的とし、市街地の浸水被害を防ぐため、雨水渠の整備を進めています。
(令和3年度実施:殿田川)⁽⁴⁰⁾

(3) ため池の保全

農村地域防災減災事業によって、これまで地域の貴重な資源として守られてきた、ため池の保全・整備に努めています。⁽¹⁷⁾

(4) 土地改良補助事業

農業経営の合理化、生産性の向上による営農と田園環境の保全活動の推進のため、土地改良区及び農業組合等が事業主体で実施する、土地改良施設(農業用排水路・ため池等)の改良事業等に対し補助金を交付しています。⁽¹⁷⁾

2 地下水、湧水の保全

(1) 公園整備における地下浸透の推進

公園を整備する際には、透水性舗装による雨水の地下浸透や、高木を中心とした植栽並びに張芝を行い、水循環機能の保全に努めています。⁽³⁰⁾

(2) 道路整備における地下浸透の推進

幹線道路・生活道路の道路改良工事や、歩道の整備の際に、透水性舗装を整備することで、水循環機能の保全に努めています。

- 歩道の設置及び改良に際して、透水性舗装を採用しました。(令和3年度施行完了延長 5,980.2m)⁽³³⁾
指標[計画策定時];透水性舗装施工完了延長 2,630m

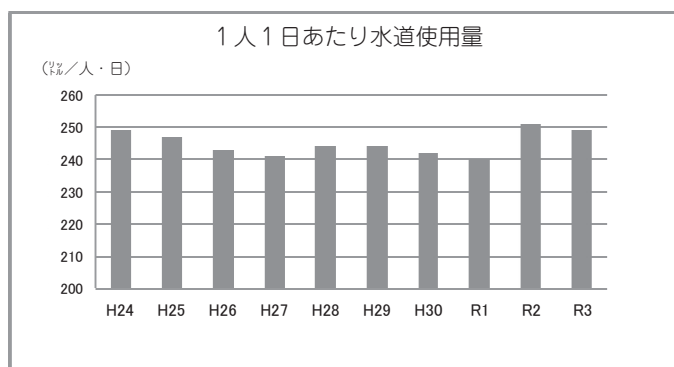
3 水利用の効率化の推進

<現況>

本市における水道使用量は、1人1日あたりで見ると減少傾向にあります。

これは、市民の節水意識の向上や洗濯機、食器洗い機等の節水型機器が普及したことが要因となっておりと推察されます。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により増加したものと考えられます。令和3年度については、引き続き、ここ数年の中では高い水準にありますが、前年度と比較するとやや減少しました。



指標〔計画策定時〕:1人1日あたり水道使用量 255L ※生活用水量(大津市用途別水道統計)÷給水人口

(1) 水利用の無駄を省くライフスタイルの普及、啓発

- 第63回水道週間(6/1～6/7)において、市庁舎に懸垂幕「水を大切にしましょう」の掲揚や支所・小中学校等での「水道週間」ポスターの掲示により、水の大切さに対する理解を深めていただくよう啓発しました。「浄水場の一般公開」及び「水道水源クリーン作戦」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止しました。⁽⁴¹⁾

(2) 下水処理水の効率的利用

- 水再生センターでは、下水処理水の一部を機械設備の冷却水等に利用しています。⁽⁴³⁾

第6節 省エネルギー・低炭素型のエネルギーの推進

<現況>

市では、市民、事業者、行政のパートナーシップ(協働)により、地球規模の環境問題に取り組んでいくための課題と具体的な行動を示すとともに、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした「大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ 21 おおつ (第2次)」を平成23年3月に策定しました。

計画では、中期目標として、2021(令和3)年度までに、温室効果ガス排出量を2007(平成19)年度比で34%削減すること、長期目標として、2050(令和32)年度までに、82%削減することを総合目標に掲げています。

市域の温室効果ガス排出量は、平成19(2007)年度以降、年々減少していましたが、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災の影響により電力供給事情が大きく変化したことから、一旦増加傾向に転じ、その後、緩やかな減少傾向にあります。

温室効果ガス排出量

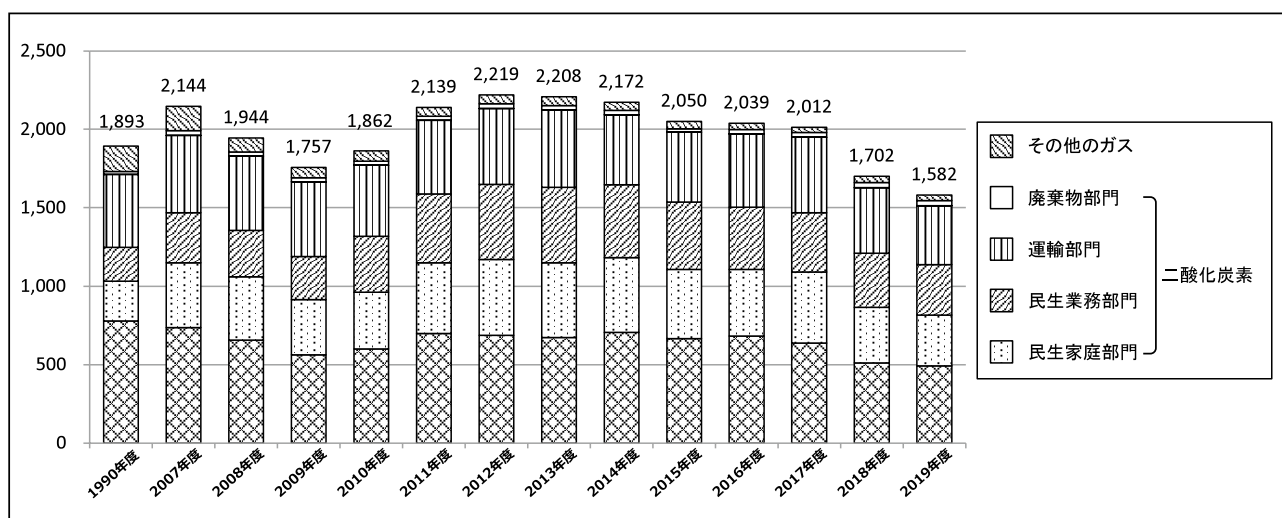
(t-CO2 換算)

年度 部門	1990 年 【参考値】	2007 年 【基準年】	2018 年	2019 年			
				排出量	割合 (%)	基準年度比 (%)	前年度比 (%)
二酸化炭素	産業部門	777,460	734,637	510,449	492,083	31.1	-33.0
	民生家庭部門	255,270	412,583	353,912	322,854	20.4	-21.7
	民生業務部門	214,007	321,033	344,914	321,682	20.3	0.2
	運輸部門	465,070	490,852	418,451	375,827	23.8	-23.4
	廃棄物部門	20,051	30,633	32,746	33,149	2.1	8.2
	その他のガス	160,937	154,511	41,180	35,910	2.3	-76.8
合計	1,892,795	2,144,247	1,701,652	1,581,504	100.0	-26.2	-7.1

市民1人当たり 二酸化炭素排出量	6.24	6.06	4.84	4.50	-	-25.9	-7.2
---------------------	------	------	------	------	---	-------	------

温室効果ガス排出量

(千 t-CO2 換算)



目標:温室効果ガス削減率 平成19年度比34%削減

- * 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令平成27年4月1日改正によって地球温暖化係数が変更されたため、2014年度値算定の際、過年度に遡って再算定を行った。
- * 2016年度の排出量の推計より、電力使用量を過年度実績を用いて推計し、排出係数については2016年度は国の定める代替値を、2017年度以降は滋賀県の推計値を使用している。
- * 1990年度の排出量は、2007年度以降とは異なる方法により算出したものであり、参考値である。
- * 2019年度の排出量の推計から、都市ガス消費量の過年度実績を用いて推計している。
- * 推計に使用した「都道府県別エネルギー消費統計」が過去に遡って改訂されたため、温室効果ガス排出量も過去に遡って推計している。

1 省エネ型ライフスタイルの育成

(1) 省エネキャンペーン「エコライフデー」の実施【重点事業】

- 「大津市地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、2 学区(唐崎学区、堅田学区)、5 事業所(環境保全協定締結事業所)、市立小学校 5 校(4 年生児童が対象)などの協力を得て実施しました。また、エコライフデー冬版を大津市地球温暖化防止活動推進センター事業として瀬田学区で実施しました。

累計参加世帯数 14,003 世帯(令和 3 年度の参加世帯数 1,761 世帯)⁽¹⁹⁾

- 目標;「エコライフデー」の参加世帯数 20,000 世帯

(2) 家庭における省エネルギーの推進

- 「大津市地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、家庭のエネルギー消費量やライフスタイルに応じた省エネの取り組みを提案する省エネ診断などを実施しました。⁽¹⁹⁾
- 「大津市地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止に関するセミナーや体験学習を開催し、家庭における省エネルギーの取り組みを促しました。⁽¹⁹⁾

(3) 省エネ建築物の普及促進

- 高断熱・高気密住宅(二重窓、壁・天井・床の断熱化)などの省エネ住宅について、普及啓発を図りました。⁽³²⁾

(4) 地産地消の振興

- 地場産品を安定集荷、供給することにより、食品流通の移動距離を縮め、輸送に伴うガソリンや軽油の消費削減や二酸化炭素の排出削減につなげるよう地域ブランド化の促進や、生産拡大に対する支援を行っています。(地産地消作付面積 0.275ha)⁽¹⁶⁾

指標[計画策定時];地産地消 作付面積(出荷協議会加入の小松菜、ネギ、ほうれん草、すいか等)
14ha[平成 22 年度]

(5) 学校給食における地元食材の活用

- 滋賀県産の米(米粉)、小麦、牛肉、湖魚、野菜などの地場産物を学校給食の食材として活用しました。(食材数ベース 令和 3 年 6 月 24.1%、令和 3 年 11 月 20.9%)⁽⁴⁷⁾

指標[計画策定時];学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース) 16.7%[平成 21 年 6 月]、
20.4%[平成 21 年 11 月]

(6) 水道・ガス検針票での表示

- 水道、ガスの使用者自らが使用量を知ること、水道、ガスの無駄遣いを抑制するための動機付けとして、検針票に前年同期の水道、ガス使用量の表示を行っています。⁽³⁸⁾

2 二酸化炭素(CO₂)排出量の削減

(1) 大津市地球温暖化防止活動推進センターの指定

- 地球温暖化防止に関する普及啓発や温暖化防止活動の促進を図ることを目的に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に基づき平成 28 年 4 月より、『大津市地球温暖化防止活動推進センター』を指定しています。⁽¹⁹⁾

(2) 「(仮称)環境フェア」の開催【重点事業】

- 環境をテーマとしたフェアの開催を通じて市民に地球環境保全の重要性を呼びかけ、環境保全に対する関心を高め、理解が深まるよう実施しています。例年、クイズや工作などの出展ブースや、ステージイベントなどを通してエコや環境について学べる「おおつエコフェスタ」を開催しています。令和 3 年度においては、

新型コロナウイルス感染症対策のため人数制限を設けて開催し、約 540 人の参加がありました。⁽¹⁹⁾

目標:「(仮称)環境フェア」の参加者数 1,500 人/回

(3) アイドリングストップの推進やエコドライブの推奨

- 公用車の更新の際には、アイドリングストップ車の導入に努めるとともに、車を運転する時にはエコドライブを心がけるよう啓発を行いました。⁽¹⁹⁾

(4) 鉄道沿線レンタサイクルの推進

- 大津駅観光案内所において、電動アシスト自転車 6 台、スポーツサイクル 6 台を配備し、委託事業者が貸付業務を行っています。利用者への貸し出しを通して、環境にやさしい自転車による観光周遊を推進しています。⁽¹⁵⁾

(5) 学校・園におけるグリーンカーテン等の設置

- グリーンカーテン 幼稚園 11 園、小学校 3 校で設置しています。^{(44) (57)}
 - すだれ 幼稚園 18 園、中学校 1 校で設置しています。^{(44) (57)}
- ※いずれも学校園独自での設置分を含んでいます。

指標[計画策定時];学校・園でのグリーンカーテン、すだれ設置箇所数 1 箇所[平成 22 年度]

(6) 環境保全協定の締結

大津市では、工場等からの水質汚濁や大気汚染、騒音、振動等の公害防止対策をさらに進めるため、昭和 50 年代から大手製造業を中心とする 20 社と公害防止協定を締結してきましたが、地球環境問題などの公害以外の環境問題への対応は、規制に馴染まない点もあり、事業者による自主的な取り組みが重要となっています。

このため、それまでの公害防止協定に代えて、環境管理体制の整備や環境負荷の低減、資源循環などの総合的な環境保全活動の推進を盛り込んだ環境保全協定を「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」の規定に基づき平成 12 年度より締結しています。

- 令和 3 年度末現在、有効締結事業所数は 53 事業所です。市では、本協定に基づく環境保全の取り組みについて報告を受け、その内容をホームページに掲載するなどして事業者の積極的な活動状況を周知しました。また、協定締結事業所における環境管理の推進を目的とした研修会の開催や環境保全に関する情報提供を行いました。⁽¹⁹⁾

環境保全協定締結事業所		令和 4 年 3 月末現在
協定締結事業所名		締結日
大津板紙株式会社		平成 12 年 11 月 15 日 (第一次)
株式会社カネカ 滋賀工場		
東洋紡株式会社 総合研究所		
東レエンジニアリング株式会社滋賀事業場		
東レ株式会社滋賀事業場		
東レ株式会社瀬田工場		
東レ・オペロンテックス株式会社滋賀事業場		
日本精工株式会社大津工場		
日本電気硝子株式会社 大津事業場		
近江鍛工株式会社 本社工場		平成 13 年 2 月 26 日 (第二次)
近江電子工業株式会社		
大津電機工業株式会社		
東レエンジニアリング西日本株式会社		
株式会社近畿分析センター		
湖国精工株式会社		
株式会社島津製作所 瀬田事業所		
島津プレジジョンテクノロジー株式会社		
島津産機システムズ株式会社		
新生化学工業株式会社		
東レエンジニアリング株式会社 瀬田工場		

日伸工業株式会社	
日本黒鉛工業株式会社	
日本酪農協同株式会社滋賀工場	
宮川印刷株式会社	
イオンリテール株式会社イオンスタイル大津京	
株式会社滋賀銀行	平成 13 年 10 月 25 日 (第三次)
生活協同組合コープしが	
西日本電信電話株式会社滋賀支店	
株式会社関西みらい銀行	
株式会社琵琶湖グランドホテル	
株式会社琵琶湖ホテル	
株式会社AKT	平成 15 年 2 月 25 日 (第四次)
東レテクノ株式会社	
東レ・プレジジョン株式会社	
株式会社平和堂	
株式会社プリンスホテルびわ湖大津プリンスホテル	平成 16 年 3 月 26 日 (第五次)
京阪電気鉄道株式会社大津営業部	
株式会社クリスタル光学	
江州計器工業株式会社	
株式会社東レリサーチセンター	
井筒食品株式会社	平成 17 年 3 月 24 日 (第六次)
納谷塗装工業株式会社	
洛東化成工業株式会社	
江若交通株式会社	平成 18 年 3 月 27 日 (第七次)
寿木材工業株式会社	
ゼオンポリミクス株式会社 本社工場	
株式会社国華荘びわ湖花街道	平成 19 年 3 月 28 日 (第八次)
株式会社緑水亭びわこ緑水亭	
株式会社きくのや	平成 20 年 3 月 28 日 (第九次)
作新工業株式会社	平成 25 年 3 月 18 日 (第十次)
株式会社滋賀富士通ソフトウェア	
長岡産業株式会社	
ローム株式会社滋賀工場	平成 30 年 3 月 13 日 (第十一次)

指標[計画策定時];環境保全協定締結事業所数 62 事業所

(7) 天然ガス転換促進・高効率エネルギーシステムの普及促進

企業局では都市ガスへの燃料転換を推進しており、省エネのためのガスコージェネレーション設備の導入や工業炉・ボイラー等の燃料転換でCO₂削減による環境負荷の軽減を進めてきました。国においてもガスコージェネレーション導入による省エネ設備の導入、エネルギー多消費型設備の天然ガス転換について、補助制度を設けて推進しています。

なお、令和元年度より、企業局は一般ガス導管事業者へ事業類型を変更したことから、当補助制度は管轄外となっています。

- 次表のとおり、環境保全協定を締結した事業所を主に、コージェネレーション設備の導入や都市ガスへの燃料転換を実施されています。(うち、100kL／年以上の重油使用事業所は 13 事業所)⁽³⁷⁾

年度	年間CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	算出方法	事業所名	転換時燃料
H15	35,942.0	火力発電ベース	大津板紙㈱	C 重油
	13,101.0	火力発電ベース	日本電気硝子㈱ 第1期	A 重油・LPG
	(228.0)	火力発電ベース	*ニプロ㈱	ブタン
17	575.0	火力発電ベース	日本電気硝子㈱ 第2期	A 重油
	4,760.0	火力発電ベース	㈱カネカ 第1期	灯油
18	29,000.0	火力発電ベース	東レ㈱ 第1期	C 重油
	1,141.0	火力発電ベース	日本精工㈱	灯油・LPG
	824.0	火力発電ベース	近江鍛工㈱ 第1期	LPG
	3,900.0	火力発電ベース	㈱カネカ 第2期	A 重油
19	8,300.0	火力発電ベース	東レ㈱ 第2期	C 重油
20	980.0	火力発電ベース	東洋紡㈱総合研究所	A 重油
	3,023.0	火力発電ベース	ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング㈱滋賀工場	A 重油
21	(407.0)	火力発電ベース	*旅亭紅葉	A 重油
22	94.0	火力発電ベース	洛東化成工業㈱	A 重油
	166.0	火力発電ベース	近江鍛工㈱ 第2期	LPG
23	402.0	火力発電ベース	毎日牛乳	A 重油
24	60.0	火力発電ベース	井筒ハツ橋本舗 追分工場	A 重油
25	なし		なし	
26	なし		なし	
27	575.0	火力発電ベース	㈱天一食品商事本社工場	LPG
28	なし		なし	
29	なし		なし	
30	なし		なし	
R1～ ※一般ガス導管事業者への事業類型変更に伴い管轄外				
合計	102,843.0	—	—	—

二酸化炭素の排出削減対策の成果を算定する方法

*事業所が廃止されたため、年間 CO₂ 削減量の合計には含んでいません。

※ 火力発電ベース・・・火力発電で発電した「火力ベースの電気」

目標:100kL／年以上の重油使用事業所の都市ガス転換数 13 事業所

(8) ダブル発電売電促進助成制度（サンクスポイント）

○ 企業局では国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に賛同し、家庭用コージェネレーションシステムと太陽光発電設備の両方で発電することによる CO₂ 削減を奨励し、その普及促進を図ることを目的に、平成 30 年度までは国の買取価格1kwhあたり 25 円の家庭に、1kwhにつき 1 ポイント(1 円)を売電量に応じて助成対象としてきました。

なお、令和元年度より、企業局は一般ガス導管事業者へ事業類型を変更したことから、当助成制度は管轄外となっています。⁽³⁷⁾

3 環境保全型産業の育成（省エネルギー・廃棄物対策・省資源等）

(1) 産学官ネットワークによる環境関連産業の創出と事業高度化の推進

新産業振興の一環として、省資源・省エネルギーなどの環境保全に寄与する産業を育て、その販路開拓、研究開発を支援することで、企業の成長を促進し、環境関連産業の創出と発展を目指します。

○ 地域ビジネス支援室として、企業向け各種公的支援施策を活用し、省エネルギーやリサイクル、水環境保全、SDGs等の事業計画策定とその実施を支援しました。⁽¹⁴⁾

(2) 環境関連産業の企業立地の促進

地域経済を牽引する企業の一つである環境関連産業の立地を促進しています。

○ 該当する立地案件なし⁽¹⁴⁾